

□■受験対策ミニ講座 10 号 2021□■ (養成所ニュースプラス第 16 号)

今年の NHK 大河ドラマ「青天を衝け」は、明治維新を経て近代化されていく時代が舞台とされています。主人公である渋沢栄一は「日本資本主義の父」といわれる実業家ですが、11 月 7 日 (日) の放送では、栄一夫妻が身寄りのない子どもたちが集められた「養育院」を訪れ、「これから毎月、共にここの子どもたちの顔を見に来よう」と話す場面がありました。

幕末に欧州を訪れた渋沢は、近代的な国家には必ず救貧的な施策が必要であることを心に刻みます。多忙な日々の中で「養育院」の運営に生涯に渡って関わり続け、1908 (明治 41) 年には慈善団体の連絡調整を行う「中央慈善協会」(32 回 32) を設立し、初代会長を務めたことでも知られています。「中央慈善協会」は、戦後の「全国社会福祉協議会」に発展しました。「日本資本主義の父」が社会福祉に貢献したことも、また事実として確認しておく必要がありますね。

今回の科目は「低所得者に対する支援と生活保護制度」です。「生活保護の扶助の種類」について連続して出題されたため、選択肢を増やしてみました。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【31 回 65 及び 32 回 65 を改変】生活保護の扶助の種類とその内容に関する記述のうち、正しいものを 2 つ選びなさい。

1. 介護扶助には、介護保険の保険料は含まれない。
2. 生業扶助には、就職のための就職支援費は含まれない。
3. 葬祭扶助には、遺体の検案のための費用は含まれない。
4. 生活扶助には、小学生の子どもの校外活動参加のための費用が含まれる。
5. 教育扶助には、小中学校への入学準備金が含まれる。
6. 住宅扶助は、家賃等のほか、補修その他住宅の維持に必要なものを給付する。
7. 医療扶助は、原則として金銭給付によって行うものとする。
8. 出産扶助は、原則として現物給付によって行うものとする。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(32 期生) 11 月 1 日 (月) に修了に関する書類を発送しています。必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(33 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ

11 月 1 日 (月) に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類を発行するには、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。

・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。

また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。

・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。

受付できない場合があります。

・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。

また、必ずコピー (控え) をとってください。

・参考文献及び引用文献の記入について、文献 (URL) 名のみ等、情報が不足しているレポートが散見されます。

受講の手引き P18-19 の「(3) 文章作法とルール」や、P22-24 の「(5) 参考文献・引用文献の表記方法」を確認のう

え必要事項をすべて記入してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 34 回国家試験の試験日は、令和 4 年 2 月 6 日（日）です。
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・中央法規より「2021 年度社会福祉士国家試験中央法規全国模試（在宅受験）」のご案内です。
詳しくはこちら→<https://www.chuohoki.co.jp/seminar/social/2969438.html>
- ・本養成所主催の「受験対策講座」を web にて開催する予定です。
令和 3 年 10 月 15 日（金）に、第 32・33 期生の皆様にご案内を発送しています。受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全 19 科目）の視聴が可能です。是非ご活用ください。
受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。
詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

明治維新後の 1872（明治 5）年、急増した窮民を收容保護するために「養育院」は創設されました。外国からの要人を迎えるために、市内の貧民を收容する必要から事業が開始されたもので、運営の原資は、江戸時代に創設された七分積金（29 回 34）から引き継がれた営繕会議所の共有金でした。

日本で初めて成立した貧困者に対する一般的救済法である「恤救（じゅっきゅう）規則」（27 回 25）の制定は 1874（明治 7）年です。親族扶養や隣保的救済を原則とし、対象は「無告の窮民」に限定され、米代相当の現金給付が行われました。

このような救貧対策の歴史は、「現代社会と福祉」や「社会保障」などでも出題されますが、「低所得者に対する支援と生活保護制度」の科目では、国家試験出題基準の大項目 2「生活保護制度」が頻出です。

「生活保護法の条文を確認しながら学習を進めていけば、確実に得点できる！」とは、先輩諸氏からのアドバイス。生活保護制度の 4 つの基本原則と 4 つの基本原則（30 回 65）も頻出項目です。過去問にあたりながら条文を確認することで、理解していきましょう。

今回の問題は、8 つの扶助で構成される保護の種類についてです。それぞれの扶助の対応する範囲だけでなく、「金銭の給与又は貸与によって保護を行う」金銭給付と、「物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行う」現物給付の違いを、必ず整理しておきましょう。

1. ○介護保険の第一号被保険者の保険料は、介護扶助からではなく、生活扶助の介護保険料加算から支給されます。第二号被保険者で医療保険に加入していない生活保護受給者は介護保険の被保険者とはなりません。介護扶助は対象になります。介護扶助は、居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防、移送などが範囲とされています。
2. ×生業扶助には、生業費、技能修得費、高等学校の就学に係る学用品費、就職支度費が含まれます。これらは、「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合」に限る、とされています。高等学校は義務教育ではないので教育扶助ではなく、生業扶助とされます。

3. ×葬祭扶助には遺体の検案が含まれます。他にも死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要な費用が含まれます。
4. ×義務教育に必要な費用は、教育扶助の対象となります。教育扶助の内容には、義務教育に伴って必要な学用品費、実習見学費、通学用品費、副読本のような図書購入費、学校給食費、通学のための交通費、学校又は教育委員会の行う校外活動に参加するための費用、課外クラブ活動に要する費用なども含まれます。
5. ×小中学校への入学準備金は、生活扶助の中の一時扶助として支給されます。
6. ○住居、補修その他住宅の維持のために必要なものが支給されます。
7. ×医療扶助と介護扶助は現物給付によって行うものとされています。「但し、これによることができないとき」は、「金銭給付によって行うことができる」とされています。
8. ×出産扶助、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、生業扶助、葬祭扶助は金銭給付によって行うものとされています。「但し、これによることができないとき」は、「現物給付によって行うことができる」とされています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus